

中野区教育委員会会議録

令和4年第16回定例会

令和4年6月3日

中野区教育委員会

令和4年第16回中野区教育委員会定例会

○日時

令和4年6月3日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時31分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 岡本 淳之

教育委員会委員 村杉 寛子

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

○出席職員

教育委員会事務局次長 青山 敬一郎

参事（子ども家庭支援担当） 小田 史子

子ども・教育政策課長、学校再編・地域連携担当課長

濱口 求

指導室長 齊藤 光司

学校教育課長 松原 弘宜

○書記

教育委員会係長 香月 俊介

教育委員会係 伊藤 芽依

○会議録署名委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 田中 英一

○傍聴者数

6人

○議事日程

1 議決事件

- (1) 第21号議案 中野区職員の給与に関する条例及び中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に係る意見について

2 報告事項

(1) 教育長及び委員活動報告

- ① 5月20日 令和4年度中野区立中学校PTA連合会総会
② 5月27日 明和中学校訪問

(2) 事務局報告

- ① 令和3年度いじめの対応状況について（指導室）
② 令和4年度中野区教育委員会「学校教育向上事業」研究指定校について（指導室）
③ 中野区立学校における働き方改革について（学校教育課）

○議事経過

午前 10 時 00 分開会

入野教育長

それでは定足数に達しましたので、教育委員会第 16 回定例会を開会いたします。

議事に入ります。

本日の会議録署名委員は田中委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりでございます。

日程に入ります。

<議決事件>

入野教育長

初めに、議決事件の審査を行います。

議決事件の第 1、第 21 号議案「中野区職員の給与に関する条例及び中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に係る意見について」を上程いたします。

それでは、提案の説明をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、第 21 号議案「中野区職員の給与に関する条例及び中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に係る意見について」、補足説明させていただきます。

提案理由でございます。中野区職員の給与に関する条例及び中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき区長から意見を求められましたので、教育委員会として意見を申し出る必要があるものでございます。

意見といたしましては、これに同意するとしてございます。

恐れ入りますが、別添の補足資料をごらんいただきたいと思います。

改正の内容といたしましては、中野区職員の給与に関する条例第 1 条第 2 項第 1 号及び中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第 1 条第 2 項に規定する「教員」を「教諭」に改めるものです。

改正理由といたしましては、教育委員会において特別非常勤講師を会計年度任用職員として任用するに当たり、必要な規定整備を行う必要があるためでございます。

施行日は公付の日からとされております。

補足説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

田中委員

この補足資料の改正内容で、「教員」を「教諭」ということと、それから改正の理由で、特別非常勤講師を任用するとありましたけれど、「教諭」に改めることで、特別非常勤講師がそこに含まれるということなののでしょうか。

それと、あともう一つ、「教員」と「教諭」というのは、私もあまりよくわからないのですが、何か国の規定みたいなものがあるのか、その辺を教えていただければと思います。

指導室長

今回活用する特別非常勤講師という職でございますが、これまでは「教員」という表記になっておりましたので、「教員」と表記されている場合は校長以外の教育職員全てを指してございます。ですから、「教員」と言った場合は、副校長や主幹教諭、そして教諭、講師も全て含まれるというものでございます。これを「教諭」と改めることで、この条文の規定の対象から特別非常勤講師を含む講師を外すというものでございます。

田中委員

「教諭」と「教員」というのは、国の言葉としての決まりがきちんとあるものかどうか教えてください。

指導室長

こちらは、職として学校教育法の第37条に「教諭」や「講師」ということで示されています。また、教育公務員特例法の第2条第2項の中にも、「教員」というものは公立学校の教授、准教授、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭等を含む。その中に講師も含まれているという表記がされてございます。

入野教育長

他にご発言ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

伊藤委員

よくわかるご説明ありがとうございました。確認なのですが、今回特別非常勤講師というのは、会計年度任用職員となるために、中野区職員の給与に関する条例等のこの条文にその人たちが含まれないように、言葉をより正確に変えるということかと理解したのですけれども、そういうことですね。

改正の現行と改正案を拝見しますと、一応「(市町村立学校職員給与負担法等による職員

を除く。）」という形の括弧書きもあつたりするのですけれども。いずれにせよ、今回のこの改正で、特に伴って除外されてしまって不利におかれるというか、そういったことはなく、より正確に規定が運用されるようになるという理解で大丈夫かということです。

指導室長

今、伊藤委員おっしゃったとおりでございます。この条例を改正することによりまして、より特別非常勤講師という位置づけを、会計年度任用職員ということで位置づけて、学校のほうでも活用していくといったものでございます。

入野教育長

ほかにございますか。ほかに質疑がございませんので、なければ質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第21号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

<教育長及び委員活動報告>

入野教育長

それでは、次に報告事項に入ります。

はじめに、教育長及び委員活動報告を行います。

事務局からご報告願います。

子ども・教育課長

5月20日(金)令和4年度中野区立中学校PTA連合会総会へ入野教育長が参加されました。

5月27日(金)明和中学校訪問へ入野教育長、岡本委員、村杉委員、田中委員、伊藤委員が参加されました。

以上でございます。

入野教育長

各委員から補足、その他の活動報告がございましたら、お願いいたします。

田中委員

私は、明和中学校の訪問に参加してきました。

明和中学校は統合して2年目を迎えている学校ですけれども、とても一体感があって、

先生方もとてもきびきびと仕事をされているように感じて、統合がうまく進んでいるなどという感じを受けました。それから、I組があったのですけれども、ちょうど今回刺繍と版画に授業で取り組んでいましたけれども、私たちが行って教室に入っても、とても落ち着いてしっかりそれぞれの作業に取り組んでいるということで、とてもうまく授業運営が進んでいるように感じました。

あともう1点、最後に校長室で給食をいただいたのですけれども、いろんな環境が厳しい中でも、栄養士の先生がとても工夫された食事をつくられていて、とてもおいしく食べたのが印象的でした。

以上です。

伊藤委員

私も同じ感想を持ったのですけれども、先生方がすごく工夫をされて、いきいきと言ったら僭越かもしれませんが、楽しそうにと言うのでしょうか。そういった感じでどのクラスも授業をされていて、子どもたちもとても落ち着いていたのが印象的でした。

あいにくの雨だったのですけれども、中庭ですとか、あと川のすぐそばなのですが、そういったところのちょっとした自然というのが、とても心を和ませるものだなというのを再認識いたしまして、学校建築ということ考えたときに、子どもたちが何となく自然を感じてほっとできるスペースは大事だなと思いました。

また、給食につきましても、食材の値上げとか厳しい状況が非常にある中で、毎日の食事ということで子どもの健康に直結しますので、どのように考えていくのか、一つの大きな課題になってくるなということを再認識いたしました。

以上です。ありがとうございます。

岡本委員

初めて明和中学校に伺ったのですが、学校教育目標に「レジリエンス」という言葉が入っていたのが印象的でした。この難しい時代に、子どもたちが生き抜いていくために、しなやかさ、何かあってもまた回復できる力は本当に必要だなと、私も意を強くした思いです。

それと、校長先生が、「これは子どもの目標でもあるのですけれども、先生方にも意識してもらいたいのです」というお話をされて、先生方の成長も同時に意識していらっしゃるのだなと意を強くしました。

校長先生のご発表の中で、オンラインを通じた多様な人たちとの出会いを用意することで、子どもたちの自己肯定感が高まったというお話があったのですけれども、それとともに

にその取組を通じて、先生方からも自分の指導の広がりにつながったとか、気づきがあったというアンケート結果があったそうです。これも大変心強いお話だなと思いました。まさに教育の場で、子どもだけが変わる、子どもが成長すればよいということではなくて、大人もその場でともに成長していく、変わっていけることが大事なのだなと感じた次第です。

以上です。

村杉委員

明和中学校では、校内で生徒たちがとても気持ちよく挨拶をしてくれました。また、授業ではタブレット端末を使用している授業がままありました。子どもたちがどんな姿勢でタブレット端末を使用しているのかなと見ておりましたら、手で持っている子もいましたし、置いて見ている子もいました。先日の東京都の教育施策連絡協議会でも、T O K Y O スマート・スクール・プロジェクトですか。目の健康に対する配慮として、やはりタブレット端末は目から 30 センチ離すですとか、30 分に一度は目を離して、20 秒以上遠くを見るとか、まばたきをするとか、あとはぐっすり眠るために寝る前 1 時間は利用しないとか、それぞれ学校と家庭でルールを決めてというようなことも話をされていたので、関連づけて、やはり今後折に触れて皆に伝えていかなければいけないことなのかなと感じました。

また、明和中学校とは関係なく、春の学校健診が進んでおりまして、ほぼ終わるころだと思います。内科・眼科・耳鼻科の学校医の先生方がいて、終わっておりますが、統合校で 500 人以上の学校には、それぞれその学校の学校医の先生が希望すれば、補助の先生がつくという体制でしております。

以上です。

入野教育長

ほかに特にございませんでしたら、私のほうからお話をいたします。

今、写真に写っている明和中学校の、私から言うと右上なのですけれど、たしか音楽の授業でございまして、音楽室なのでちょっと廊下の部分だけ教室も広いのですけれど、鑑賞の授業だったと思います。教科書を採択するときにも、鑑賞が結構重視されてきている教科書になってきていますし、今の学習指導要領はそうなっているのですけれど、どのように授業にするのかなというところがちょっと興味深かったのですけれども、非常にいろいろ子どもたちのグループでの話し合いですとか、感じ方を上手に引き出すような工夫ですとか、音楽の先生からも聞かれて、非常に授業としても先生方がいろんな形で工夫していらっしゃるのだなと。専科の先生もこうやってある程度 I C T と言うのでしょうか。も

うお使いにもなっていますし、すごいなと思いました。

また、後半ちょっとの時間でございましたけれど、雨でしたので外での避難訓練は拝見できなかったのですが、避難訓練ということで、中学生の子どもたちが椅子の下に皆1人ずつ、この学校はヘルメットを持っていて、そのヘルメットを活用した避難訓練でした。避難訓練が終わった後、必ず振り返りということで、子どもたちと先生方がいろいろな形の振り返りをしているということが印象に残りました。

今、学習においては、振り返りがすごく大事だと言われていて、そういう部分をいろんな行事においても、授業においても大事にしている様子が見られてよかったなと思います。全体的に本当に落ち着いた状況が見られたことが嬉しく思います。統合してから時々開校式ですとか、いろんなことで見てきた状況が、今年度になっても続いていることを嬉しく思った次第でございます。

また、先ほど報告がありましたように、20日に中学校のPTA連合会総会が久しぶりに対面でやるという形で行われました。校長先生方とPTAの役員と、昨年度までの役員の方と今年度の役員になる方とということでの集まりでしたけれども、心を一つに、1校のことは全校のものとしてという形で、PTA連合会がいろいろな形で子どもたちを中心に考えていただいていることがありがたいなと思った次第でございます。私どもとの意見交換もございますので、また折に触れて保護者の方々の意見も、PTA連合会を通じて、ご意見が聞ければなと思います。

5月26日に中野区の生涯学習大学の開校式がありまして、1年次から3年次までの方がなかのZEROホールでお集まりの中、その中にも出席をしてきました。なかなかいろいろな状況で、集まってということがやっぱりこれもできませんでしたが、生涯学習大学の講座もいろいろ工夫して、絶えることなく行っていただいていたのだなという様子もわかりました。

私どもは0歳から15歳までの一貫した教育とっておりますけれど、生涯学習まで含めますと、いろいろな形で区民の学習意欲と言うのでしょうか。子どもたちも生涯学習として、今の学習を考慮してもらえるような、生涯続く土台となるような教育ができればなとは思っております。以上でございます。

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

その他発言がございませんので、委員活動報告を終了いたします。

<事務局報告>

入野教育長

続いて、事務局報告に入ります。

事務局報告の1番目「令和3年度いじめの対応状況について」の報告をお願いいたします。

指導室長

それでは、「令和3年度いじめの対応状況等について」という資料をごらんください。

まず、いじめの定義でございますが、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」といじめ防止対策推進法で規定をされております。

この法に基づきまして、毎年いじめの対応状況についてアンケート調査等を行っております。令和3年度は、3回行っております。これは例年どおり実施ができました。

目的としましては、こちらに書いてあるとおりでございます。未然防止、また早期発見・早期対応を図っていくということに重点を置いて行っているものでございます。

形式としましては、児童・生徒及び保護者に対するアンケート方式をとってございます。対象は小学校1年生から中学校3年生までの全ての児童・生徒、そして保護者となっております。各期間はこちらに書かれているとおりでございます。

また、その他としましては、教員等による発見、児童・生徒・保護者等の訴えなどにより随時いじめのほうも把握をしてございます。

2、調査結果と分析でございますが、こちらは、例年はその年度のものだけを示しておりましたが、今年度につきましては、これまでの過去5年間の調査結果のほうを、全て記載して比較をいたしました。これは昨年の3月に中野区いじめ防止等対策推進条例を制定したこと、またコロナ禍等で子どもたちのいじめの状況にどのような変化があったのかというのを、経年で比較することで、またいじめ防止に向けた対策が見えてくるかなということで行ったものでございます。

発生状況はこちらに示してあるとおりですが、令和3年度におきましては、小学校・中学校とも認知件数は過去5年間では一番多くなってございます。ただ、いじめはどの学校でも起きるものという認識で先生方もいて、起こさないことがもちろん一番大事ではあるのですが、早期に発見をして、早期に解決を図っていくということを特に大事に取り組んで

おります。

昨年度と比較しまして、小学校では 388 件、中学校では 41 件の増加が見られました。令和 2 年度は 4 月、5 月に学校が実施できていなかったということもございますが、令和元年度と比べましても、やはり増加が見られております。ただ、この認知件数が増えてはいるのですけれども、解消率も向上しているということで、迅速かつ適切に組織として対応するということが、どの学校でも定着してきたと考えております。

また、対応継続中というものでございますが、これはいじめが発生して、きちんと解決を迎えるまでというところにまだ至っていないものというものが、残念ながら小学校で 24 件ということになってございます。こちらは、悪口や軽い暴力など、相手が嫌がるようなことを再び行ってしまっているため、なかなか解決や解消には至っていないというものでございます。深刻ないじめが続いているというケースではありませんが、人間関係づくりやコミュニケーションのとり方に課題があるようなケースが増加しているということが、結果からも読み取れます。解決と解消の件数の違いでございますが、解消件数は解決が見られた後、3 カ月間見守りをし、その後子どもたちや保護者にも同じようないじめが起きてないかということを確認した上、解消という件数になってございます。ですから、年度末等に起きてしまったいじめに関しましては、なかなか解消件数と数がカウントされないという状況になっております。

では、次のページごらんください。(2)ですが、各期間のいじめの発生状況です。全部で 3 回実施したうちの第 1 回目の調査で認知件数が、年間の認知件数の半数前後となってございます。2 回目、3 回目は 1 回目で起きたものも合計した数ということで示してございます。やはりいじめの未然防止や早期発見のためには、4 月、5 月の指導が効果的であると考えます。3 点書かせていただきましたが、教育委員会や人権教育推進委員会等での授業モデルを作成・配布し、各学校でも積極的に活用を図っていくこと。また、スクールカウンセラーの全員面接、今、小学校 5 年生、それから中学校 1 年生は全員面接をやっているのですが、それに加えて、その他の児童・生徒も教職員への相談の機会をつくっていくことが必要であると考えます。また、スクールカウンセラーへの相談方法やその他の相談窓口なども日頃から子どもたちにしっかりと周知を図っていく必要があると考えます。

(3)でございます。いじめの態様ということで、小学校・中学校を示してございます。

小学校のほうですが、「悪口」、そして「軽い暴力」というところが数としては多くなっております。「悪口」では全体の 47.9%。「軽い暴力」は全体の 30%強ということ

で高くなってございます。小学校での「悪口」の割合が高い理由としましては、相手の気持ちを考えないで発言してしまったり、コミュニケーションのとり方について課題があると考えております。特に低学年では、なかなか自分の気持ちを言葉でうまく表現することができずに、軽い暴力をふるってしまうという場面が多く見られております。

また、中学校でございますが、中学校でもやはり悪口が多くなっていますが、そのほか SNS による誹謗中傷、金品を隠す、盗難等が数としては多くなっております。中学校 3 年生では特にこの SNS による誹謗中傷というのが 60% となっており、学年が上がるにつれて、対面よりも SNS でのトラブルの割合が高くなる傾向が見られます。

令和 2 年度以降ですけれども、小学校の態様ですが、無視・仲間はずれというのが大きく減少して、嫌なことをされるという項目が増加をしております。人との関わり合いが減っており、コミュニケーションのとり方や友だちとの関わり方の変化があるため、人間関係がうまくつukれないということがここにあらわれているかなとは思っているのです、このあたりは今後も継続して状況のほうをしっかりと注視していきたいと考えます。

また、SNS による誹謗中傷の認知件数ですが、小学校では 13 件という数が挙がっています。小学校ですと、インターネットを通じた SNS で悪口を書いてしまうですとか、友だちの写真を勝手に載せてしまったなんていうことが報告されております。中学校では 21 件となっておりますが、こちらもやはり同様に悪口を書いたというケースが多く報告されております。SNS での友だち同士の関わる機会が以前よりも増えてきておりますので、SNS 等でのコミュニケーションのとり方については、より指導を充実させる必要があると考えます。また、一人 1 台配布しておりますタブレット端末のパスワードを教えてしまって、無断で使用されたなんていうケースもありますので、このあたりのルール、またモラルについても、子どもたち自身に考えさせる場面を設定していく必要があると考えます。

SNS 等を用いたいじめにつきましては、外部から非常に見えにくく、匿名性が高いという性質がありますので、学校が十分に認知し切れていないという可能性もございますので、今後も子どもたちの様子など、しっかりと注視していきたいと考えています。

(4) いじめ発見のきっかけですが、アンケート調査などの学校での取組で発見されるケースが、小学校では 71%、中学校では 81% ほどございます。各教職員の関わりや学校

での取組が、いじめ発見に効果を上げているということが読み取れます。

また、本人や保護者などの学校の教職員以外からの情報によるいじめ発見につながるケースですが、小学校では約 29%、中学校では 19%ということで、それほど多くないので、今後はもう少し学校以外でもしっかりと子どもたちの状況を見ていただいて、何か気になる状況、またいじめにつながるような関わりが見られた場合は、しっかりと相談をしていただけるような、そういった体制を構築することも必要であると考えております。

学校、保護者、関係機関との関わりなど、今後も丁寧に行い、しっかりと関係構築を図っていきたいと考えております。

それでは最後、いじめに対する主な取組です。まず、児童・生徒についてですが、いじめについての正しい理解を図っていきたいと考えています。また、円滑な人間関係づくりの支援、そしてコミュニケーションに関わる学習の充実を行っていきたいと考えています。児童・生徒自らが SOS を出すということも非常にいじめ防止には重要であるというふうに考えており、東京都教育委員会が作成した DVD 教材などを活用して「SOS の出し方に関する教育」、これを各学校、これからも確実に実施をしていきたいと考えます。

また、中学生を対象としました SNS の相談窓口、今年度から「STANDBY」という名前に変更になっていますけれども、こちら、中学生一人 1 台持っておりますタブレット端末へのインストールを、今年度も行っております。

4 点目としまして、児童・生徒がいじめについて主体的に考える機会の設定ということで、これは子どもたち自身の考えを大切にしながら、教職員のほうから「いじめは駄目だ」と一方的に言っても、なかなかいじめ自体が減っていかないということもございますので、これまでも学級活動や生徒会活動などで、様々な形で取組などを行っておりましたが、今後も全ての学校で定期的に子どもたちに考えるような機会をつくっていかれたらと思っております。

また、5 点目としまして、SNS の正しい使い方やマナーに関する学習の充実も併せて図っていく必要があると考えております。

教職員のほうですが、いじめは重大な人権侵害であって決して許されるものではないということで、これまでも取り組んできましたが、やはり学校全体でいじめ防止等に取り組むことが極めて重要であると考えます。中野区いじめ防止等対策推進条例の理解の推進や教職員の対応能力、こちらのほうをしっかりと高めていくということが必要であると思

ます。子どもたちからのSOSをしっかりと受け止めること。また、日頃からの児童・生徒への見守り。また、子どもたちとの信頼関係をしっかりと構築しておくということで、早期発見・早期対応につながっていくと考えております。学校ではいじめ対策委員会ですとか、いじめ対応担当の教員を中心として、学校全体でこれまでもいじめ防止に取り組んでおりますが、今後もスクールカウンセラー等も含め、情報の共有をしっかりと図っていくことが重要であると考えます。

また、スクールソーシャルワーカーなども子どもたちの中に入って子どもたちの状況把握などしておりますので、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが面談等で子どもたちの変化などを把握した場合に、学校全体でもしっかりと連携をしながら、子どもたちの支援に当たっていきたいと考えております。

最後、保護者への普及・啓発というところでございますが、引き続き中野区いじめ防止等対策推進条例や学校のいじめ防止基本方針などを周知し、保護者のほうもいじめを防止するという意識を高めていっていただきたいと考えています。ホームページや保護者会、学校だよりなどを活用して学校の方針などをしっかりと周知をしていきたいと考えています。また、SNSの正しい使い方やマナーに関する指導の協力、こちらを呼びかけていきたいと考えております。保護者アンケートや面談の実施、担任やスクールカウンセラー等へ保護者が相談し、連携していじめに対応する機会などもしっかりと強化してまいりたいと考えます。

私のほうからの説明は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

丁寧なご説明をありがとうございます。いろいろ感じるところがあるのですが、やはりいじめは1対1の問題と捉えられたりすることも多いのですが、やはりクラスの中でそういったことを周りの子たちも気づいて、助け合うような雰囲気があるかどうかということがすごく重要だと思いますので、人間関係づくりやコミュニケーションのとり方の課題ということもありますし、やはりクラス全体として、いじめについて自分たちがどう考えるのか、どうしていったらいいのか、賢く仲よくやっていくための、自分たちで考える機会というのを設けていただけるような方向性というのも、大事にしていきたいなということを今回の結果からも思いました。

特にSNSの誹謗中傷は非常に増えておりますし、今後も使用機会が増加することを考えますと、増えていく可能性もあると思うので、そういったときも、大人が気づかないところで、子ども同士できちっとそういったことについて、どう対応したらいいのかわかっていることが必要になってくる場面も多いと思いますので、ぜひいま一度クラス全体、あるいは学校全体で考えをお互いに共有して、行動していくということができるような方向づけをお願いできればと思いました。

それから、ちょっと気がついたのですけれど、やはりSOSの出し方の教育など、これまで随分力を入れてきているにもかかわらず、本人や保護者からの発見につながるケースが少ないということがありまして、やはりまだまだ当事者がSOSを出しにくいということもあるのかなということをおもいました。一つは、もういじめ防止対策推進法も10年近くなってきた、データも集まってきましたし、また防止条例もできましたし、そういう意味では節目になってきていると思いますので、いま一度アンケートのあり方も工夫をしていただけるといいのかなと思っておりまして、諸外国などではいじめという言葉を使ってしまうと、プライドを傷つけたりするために、自分がいじめられている人間なのだという形の思いを持って回答しなければいけないので、やはりSOSを出しにくくなるということも言われていますので、そういった言葉を使わずに、「こういうことされていませんか」という、行為で聞くという工夫ですとか、いろいろあると思いますので、またアンケートのあり方等についても、今後工夫をしていただけたらと思いました。

全員面接もとても有効で、SOSを出すという意味で、人と話すとか、そういった経験も増えていったらいいと思いますので、ぜひ全員面接、小さい学校であればほかの学年もするというところもあると思いますし、また、学校内での保護者との情報共有ということで、どういうときにどんな形でスクールカウンセラーや担任の先生に連絡ができるのかということ、なるべく具体的に、細やかに頻度多く保護者の方にもお伝えすることができるのかなということをおもいました。

いろいろ保護者の方との連携の強化なども含めていただけて、とてもよかったと思いますので、大人もスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、保護者含めて連携しながらやっていくという体制を明確にさせていただきながら、さらに子どもたちが安心安全な環境で、安心して学校に行けるように取り組んでいただけるといいなと思いました。

以上です。

岡本委員

令和2年度が少なかったのは、休校の影響があったかもというお話だったのですけれど、令和3年度の認知件数がこれまでに比べてもかなり増えたことの原因は何か、分析等していらっしゃいますか。

指導室長

こちらはやはり先生方の意識というのがますます高くなってきたと私たちは認識をしております。子どもたちが本当に些細なことでも、嫌だと思ったケースも含めて、まずはしっかりと学校で認知をして、そして子どもたちへ指導して、解決・解消とつなげてくださっていると私たちも思っているのです、数が増えているということよりも、子どもたち一人ひとりの状況をしっかりと把握をしていってくれているということであろうと思っておりますので、このあたりはまた引き続き、先生方にもしっかりと子どもたち一人ひとりの状況を把握していくことを伝えていきたいと考えております。

岡本委員

子どももそういった声を上げやすくなっているのだとすれば、それはすごくポジティブなことだなと思いました。

さっき伊藤委員も人間関係のところをおっしゃっていたのですけれども、ご報告の中でも、コロナ禍の影響があるかもしれないというお話がありました。個人的にはマスクをつけていたことや、給食の黙食も影響がもしかしたらあるのかなとちょっと心配しています。表情が見えなくて、距離も近づけなくて、子どもの人間関係形成の力が育ちづらかった場面があったのかもしれませんが。だとすると、ちょっと緩和されると思うのですけれども、しばらくマスクをつける場面もあると思うので、人間関係を形成する力を、意図的に学級の中などで育てていくような場面が必要なのかなとちょっと考えました。

主な取組のところで、いじめは重大な人権侵害だという表現があって、もちろんそのとおりなのですが、ただ、さっきもお話あったように、いじめは許されませんか、いじめゼロを目指しましょうというスローガンを掲げたところで、その学校自体が、子どもやもつと言うと先生たちの人権が守られていなければ、それはただのスローガンに終わってしまいます。そのことと関連して、児童・生徒のところで、「自他の生命を大切にする心」や「自己肯定感・自己有用感」について指導するとあるのですが、個人的な印象になるかもしれないのですが、人権と指導という言葉の関わりにちょっと違和感を持っています。

先ほどの明和中学校の実践でもあったように、子どもの成長を見ることで、先生方の意

識も自然に変わっていったというお話がありました。指導という、どうしても、知らない子どもに大人が物を教えるみたいな印象を、私は持ってしまいます。大人も子どもも、自分たちの人権が大切なのだという場に、学校をしていくことが、遠い目で見れば、いじめもなくしていくような場になっていくのではないかなと感じました。言葉の使い方の話です。とりあえず以上です。

村杉委員

丁寧なご説明ありがとうございました。一つお伺いしたいのですが、いじめの態様のところで、その他のところは大体どのような内容なのかと、令和元年と平成30年が、小学校で44、24と結構多かったようで、これが少し、少なくなっはきていますが、直接何か関係することがあるのかどうか教えていただければと思います。

指導室長

令和3年度のこの7件でございますが、①から⑧になかなか分類できないようなものなのですけれども、具体的には周りの子どもたちがかなり騒いでいたということが非常に嫌だったですとか、周りが騒いでいたことが苦痛だったといったようなことで、アンケートのほうに出てきたものでございます。

令和元年度や平成30年度、かなりその他というのは多く出ておりますが、これはいろいろなケースがあるので、なかなかこちらの①から⑧にどうしても分類できないようなものも入っているのかなと思いますので、各学校で子どもたちがどう感じているかというところでのいじめというものが、やはりカウントを非常に多くしておりますので、そのあたりは相手の気持ちをしっかりと考えながら、子どもたち同士が学校の中で生活をしていくということで、このその他や、いじめ全体も減らしていけたらとは考えているところです。

田中委員

報告ありがとうございます。確かに件数は増えているのですけれども、一方で解決あるいは解消に向かった事例もすごく多くなっているのです、現場で先生方が丁寧に一つ一つ対応してくださっているのかなと思って、とても感謝しているところです。

対応のところ、早期発見・早期対応というの、これが一番大事だということですがけれども、早期発見でいくと、子どもがいじめだと感じていないけれども、先生方や親から見るとやっぱりちょっとそういう兆候があるという、そういった事例というのは、かなり挙げられてきているのでしょうか。

指導室長

子どもたちは大きくいじめと、そのまま捉えていなくても、やはり周りの友だちから何か言われたり、何かされたということが嫌だという状況で、学校側としてはやはりいじめとして認知をしている。そして、そういう子どもたち同士の関わりの中でのちょっとしたトラブルだったり、そういうことについても、お互いの気持ちを聞きながら、その都度指導を入れているというような状況が学校では見られますので、田中委員おっしゃるように、全てが、子どもたちがいじめだと言っているようなものばかりではないということでございます。

田中委員

その辺の対応がとても大切かなと感じるので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

あともう1点、先日の東京都の集会のときに、学校のスクールカウンセラーの先生が、なかなか教員の先生方とうまく連携というか、先生方の悩みを受け止める機会が少ないというようなことをおっしゃっていて、そのときに、職員室で、校長先生が大きな声でスクールカウンセラーの人に、「こんなのはどうしたらいいの」という、ごく基本的なことを聞いたら、周りの先生方がこんなことも相談していいのかということ、大変学校の中全体が一つのことにうまく連携ができたというような事例報告されていたので、いろんなことをされていると思いますけれども、ぜひそういったきっかけづくりなんかも考えていただけるといいかなと感じました。以上です。

岡本委員

ルールやモラルのところで、もちろんルールを考えることも、情報モラル教育も大切なのですが、どうしても「あれは駄目、これは駄目」となりやすいのかなと思います。他方でICTもSNSも今後子どもたち、大人もですが、絶対に生活で触れる機会が出てきますから、積極的に使い方を学ぶ必要もあるという意味で、デジタル・シティズンシップ教育についてもぜひ考えていただきたいと思います。ルールって、皆を縛ることが目的ではなくて、社会を皆がよりよく生きていけるために必要なもので、そのためのルールをどう考えていくかということがシティズンシップ、市民性を育てる教育だと思いますので、せっかくルールを考えるチャンスができるのであれば、そういったところも射程に入れていただければと思いました。

保護者等への働きかけとして、先生方が受けているいじめ防止研修、保護者等にも公開というお話があって、これはすごくいいことだなと思いました。保護者としては、やっぱりマスコミ報道とか、それこそネットのニュースであるとか、もっと勉強されたい方はもち

ろん本とかも読まれると思うのですけれども、あるいは保護者同士で得た知識等で、「いじめとは」と語ってしまいがちなところも、もしかしたらあるかもしれない。そこで、でも先生たちの考えているいじめとはとずれが出てしまうと、そこからうまくいかない場面が出てきてしまいますので、どちらが正しいとかではないと思うのですけれども、学校は自分たちの取組、どんどん積極的に公開していただいて、保護者と共通の土台をつくっていくことは大事かなと思いました。

以上です。

入野教育長

確認ですけれど、小学校の継続の24件というのは、もう今年度に入って6月ですので、ほぼ解消になっているのでしょうか。

指導室長

年度も変わって、学年も上がったりクラス替えもあったりということで、子どもたちの人間関係もまた変わってはいると思うのですが、学校のほうでもいじめられているというお子さんについては、かなり丁寧に見守りをしておりますので、どうしても些細なことというのは全くゼロになるというのが難しいケースも中にはあるとは思いますが、こちらにも書かせていただいた、それほど深刻な状況ではないのですけれども、子どもたち自身が嫌な思いで毎日学校に来ているということが起きないように、しっかりと学校では見守りをしてもらっていますので、再度また確認をしていきたいと思えます。

入野教育長

他にご発言がなければ、本報告は終了いたします。

次に、事務局報告の2番目「令和4年度中野区教育委員会『学校教育向上事業』研究指定校について」の報告をお願いいたします。

指導室長

「令和4年度中野区教育委員会『学校教育向上事業』研究指定校について」説明させていただきます。

学校教育向上事業研究指定校は中野区の教育課題について積極的に実践、研究活動に取り組むものでございます。一般には研究期間は2年間としてございます。

資料のほうをごらんください。一番上の枠にございます白桜小学校ですが、過去2年間の新型コロナウイルス感染拡大のため、3年間の研究の成果を今年度発表する予定であります。

また、その下の二年次と書かれている4校ですが、こちらが今年度、2年目で研究発表を行う予定の学校となっております。

研究テーマでございますが、上から生活科・理科、ICT教育、算数科の学習を通した理数教育の充実、道徳教育となっております。

研究発表の予定日は、右の欄に書いてある日となっております。

また、真ん中より下の部分でございます一年次と書かれている5校です。こちらは今年度新たに指定をした学校、そして幼稚園となっております。

研究のテーマとしましては、生活指導や、令和の日本型教育の構築、体力向上に向けた教育の推進、その他、塔山小学校は国語で行うという予定であります。そして、ひがしなかの幼稚園では、「知りたい」「やってみたい」初めてのことに意欲をもって取り組む幼児の育成というテーマで、研究のほうを進めてまいります。

この一年次の5校につきましては、1年目は研究をしっかりと深める、そして検証をしながら2年目の研究発表を目指していくという学校でございます。

では、裏面をごらんください。こちらは東京都教育委員会が今年度指定した研究指定校等になります。

今年度は小学校1校、中学校1校が指定されております。中学校のほうは人権尊重教育推進校、そして小学校のほうは小学校動物飼育推進校という2校でございます。どちらも2年間の指定で研究のほうを受けておりますので、来年度が発表の年となっております。

報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは本報告は終了いたします。

次に、事務局報告の3番目「中野区立学校における働き方改革について」の報告をお願いいたします。

学校教育課長

「中野区立学校における働き方改革について」ご報告いたします。

平成31年3月に策定いたしました「中野区立学校における働き方改革推進プラン」につきまして、令和3年度までの取組の検証、教員意識調査の実施、また国の法整備や区の関係規程の整備を受けまして、取組目標の見直しを行いましたので報告するものでございます。

報告の趣旨でございます。資料の1ページ冒頭をごらんください。

「中野区立学校における働き方改革推進プラン」は、教員の長時間労働の改善に取り組み、学校教育の質の向上のためのプランとして、平成31年3月に策定されました。この計画期間は平成30年度からの3年間として、以後見直しを図り、計画期間以降も取り組むこととされています。現在計画期間は終了しておりますが、今後も引き続き同様の取組を継続するとともに、新型コロナウイルス感染症や、これに伴い前倒しをされた1人1台端末の導入等によって、教育環境が大きく変化し、働き方に様々な影響が出ていることに鑑み、このような影響がある程度落ち着いたところで、取組の効果を十分に検証した上で、この推進プランを改訂する予定でございます。

次に、これまでの主な取組状況をご報告いたします。資料にございますとおり、教員の業務量の適切な管理等に関する規定の整備といたしまして、「中野区立学校の管理運営に関する規則」において、時間外在校等時間の上限を規定いたしました。

教員の意識改革といたしまして、出退勤・庶務事務システムを導入し、在校等の時間を客観的に把握し、それに基づく管理職の指導・助言を実施いたしました。

その他、以下にありますとおり、校務・指導等のICT化の推進、時間外の緊急連絡対応に係る取組を進めました。また、学校を支える人員体制整備といたしまして、スクール・サポート・スタッフ、教育情報化専門員等による人的支援を進めました。また、部活動指導員等の導入も行ってまいったところでございます。

続きまして、現状分析と取組の総括でございます。令和元年度と3年度の状況を比較いたしますと、週当たりの在校時間は縮小が図られまして、60時間を超える教員の割合も減少しており、これまでの取組による成果はあらわれているものと考えております。しかしながら、週当たりの在校等時間が60時間を超える教員をゼロにするという推進プランの目標として掲げました結果につきましては、まだ到達しているとは言えないところでございます。

また、平成2年3月に、規則改正により定められました月当たりの時間外在校等時間は45時間を上限とするという取扱いにつきましては、実態として半数近くの教員が遵守できていない状況でございます。

また、令和4年1月に実施をいたしました区立学校教員の働き方に関する意識調査によりますと、ほとんどの教員が多忙感を覚え、半数以上の教員は子どもと向き合う時間を確保できないと考えております。さらに調査への回答など、事務的な業務や学校行事につい

て、負担を感じる教員も多いことが明らかになり、働き方改革に向けた取組について推進していく必要があるものでございます。

続きまして、取組の目標です。2ページ目の上段をごらんください。さきに定めました推進プランの目標は、「週当たりの在校等時間が60時間を超える教員をゼロにする」でございました。これを令和2年4月から施行された改正後の「中野区立学校の管理運営に関する規則」に則しまして、「月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教員をゼロにする」という目標に改めることといたします。

つきましては、今後の主な取組として、この2ページ目の中段以降に記載をいたしました教員の意識改革の推進、業務改善及び業務の効率化、学校教員を支援する環境整備などの各項目ごとに、個別の取組を記載しております。それぞれについて、継続、拡充、令和4年度開始、令和4年度検討などと補記をしております。

続いて教員の勤務実態と意識調査について、補足させていただきます。資料3ページ目をごらんください。まず、勤務実態の調査は令和元年10月と令和3年の10月にそれぞれ実施をいたしました。週当たりの在校等時間の平均、週当たりの在校等時間が60時間以上の教員割合について、それぞれ教諭と副校長に分けて記載をいたしました。いずれも2年における減少が見てとれます。

次に令和3年度における月当たりの時間外在校時間及び45時間以上の教員の年代別割合、並びに月当たりの時間外在校時間の職層別割合を掲載いたしました。

4ページ目をごらんください。令和4年1月に実施をいたしました意識調査結果の概要を掲載いたしました。子どもと向き合える時間。こちらは過半数が足りていないという回答、あるいは多忙感、これはほとんどの先生方が感じている。負担を感じる業務について、教員は調査への回答、各種申請などの事務、あるいは学校行事。校長・副校長の学校管理職は、事務あるいは保護者・PTA対応等の回答が多くなってございました。

最後に、働き方改革を進めるために、取り組んでいることについて、自由記載を求め、これを要約したものを載せました。教員個人として、また学校として取組について記載を求めたところがございます。個人としては、退勤時刻の設定や仕事の優先順位づけ。学校としても定時退勤日の設定、会議の効率化などの回答が寄せられたところがございます。詳細はお読み取りください。

「中野区立学校における働き方改革について」のご報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたらお願いいたします。

岡本委員

今後の主な取組のところ、下のほうで、地域学校協働活動と学校運営協議会の一体的推進について挙げられています。これがどのような方向で働き方改革につながるとお考えなのか、現時点で結構ですので、教えていただけますでしょうか。

学校再編・地域連携担当課長

コミュニティ・スクールの体制ですとか、現状でもいただいております地域の方の学校運営への参画支援により、学校の先生や副校長先生などが負担に感じる部分の解消に結びついていくことを期待しています。具体的にその学校に応じて状況は様々あるとは思いますが、役割をそれぞれ地域の方にも一定程度、担っていただけるような体制がとれば、働き方の改革につながると想定をしているものでございます。

岡本委員

わかりました。そうなっていくことがありそうだと思うのですが、そういう仕組みができるまでにはやっぱり忙しい状況が出てくとも思います。皆さん不慣れですし、また事務方、連絡を担う副校長先生が忙しくなるというCS先進自治体での話も伺ったことがありますので、ぜひそのあたりも今後継続して見ていただければと思います。

伊藤委員

丁寧なご説明とわかりやすい資料をありがとうございます。

働き方改革というのが何のためにあるのかなということを考えると、先生方が健康な生活を送られて、プライベートも含めて充実した生活を送っていただくことで、子どもたちにとってもよい影響があるということだと認識しております。そう考えたときに、最後の負担を感じる業務というのが、4ページですけれども、断トツに高いのが事務ということかなと思っておりまして、やはり事務は、いろいろだと思うのですけれども、IT化ですとか、あとは事務を担ってくださるスタッフということですか、具体的な対応を進めていく必要がもっともつとあるのではないかなと思いますし、もしかしたら次回のアンケートのときには、もう少し調査への回答も負担だと書かれてはいるのですが、もう少しどういうことが負担なのかということをお聞きするなり、インタビューというか、別の方法で知るなりして、具体的な施策につなげることが大事なかなと思いました。

同様に、保護者・PTA対応というのも、どういった中身なのかということ、すごくこれは大雑把なので、もう少しお聞きしてみたいかなと思いました。学校行事とか学級経営で

すとか、そういったことは本当にご負担があったとしても、どうしても子どものためには充実させることが必要な部分もあると思いますし、そういう意味では、事務ですとか会議というようなどころでは効率化が図れる部分もあるかもしれませんし、また行事も行い方、どういったところで負担感が出ているのかをもうちょっときめ細やかに把握して、今後に生かしていただけるとよいのかなということをおもいました。

G I G Aスクール構想への対応とかは、本当に負担感という方がほぼおられないというか、すごく少なくなっていて、これも一つ、どうしてかというか、検証したい部分だなとおもいました。

以上です。

岡本委員

今の事務のお話に関わってなのですけれども、私も細かい調査、もうちょっと詳しく知りたいなとおもいました。それと同時に、やっぱり負担になっているって、これがどうして必要なかと思っていないときに、どんな仕事でもそう思ってしまうよね。この調査は何のためにやっているのかわからないと嫌々の仕事になってしまうので、やっぱり調査って、それをもとに行政が丁寧に実態を把握して、初めて有効な施策が打てるから必要なのですよということ、ぜひちゃんとお伝えしていくことが必要なかなともおもいました。もちろん精査も必要だと思います。

それと同じ構図が学校行事にも言えるのかなとおもって、先生方は負担に思っているけれど、校長先生・副校長先生は、延べ人数はあれなのですけれど、あまり思っていないとすれば、学校行事、管理職の先生は必要だと思っているけれど、先生は必要と思っていない。その意識のギャップが負担につながっている可能性もあるのかなとおもいました。なぜこの学校行事が必要なのか。これまでやってきたから続けなければいけないではなくて、本当にうちの学校の子どもたちにこの力が必要で、そのためにこの学校行事が必要なのだ。だからやりましようとなれば納得してできる場面も出てくるとおもいますので、ゼロベースで、学校全体でそれを見直す機会を持っていただければなとおもいました。

以上です。

田中委員

報告ありがとうございました。今、ICT化がいろんなところで言われている中で、先生方の仕事、しっかり理解しているわけではないのですけれども、デジタル教科書とかの活用のほかに、もう少し生徒の方々の日常の記録を積み重ねていくとか、あるいは成績の評

価とか、そういったことにもう少し何か統一したICT化ができると。導入当初はもちろん大変なんでしょうけれども、長い目で見ていくと、大きなこの働き方改革につながるのかなという気もしたので、また検討いただければと思います。

伊藤委員

私の理解が至らないのだと思うのですが、3ページの月当たりの時間外在校時間が45時間以上の教員の年代別割合で、これは全体の割合も示してくださっていて、この全体の割合というのは、教員構成上の全体の割合ということですよ。ですので、そう考えると例えば50代の方というのは、全体に12%しかおられないのだけれども、45時間以上の先生の中にも、ほぼ同じぐらいの割合でいらっしゃるということなので、これ資料のつくり方として、もしかしたらその年代に対する割合というのを個々に出していただく。20代の先生の中で、45時間の人の割合がどのくらいで、50代の人の中で45時間の人がどのくらいかというように計算していただくほうが、わかりやすいかなと思ったのですけれども。

言いたいこととしては、どういう年代の方が残られているのかというのは、やはり重要だと思っております。例えばお若い方が多いのであれば、不慣れな面ですとか、もう少し準備などについてのやり方を、上の世代から手伝ってもらおうというか、教えていただくということも有効かもしれませんし、あるいはむしろ50代の方とかのほうが多いということであれば、そこに何があるのかということを考えていく必要があると思いますので、これ読み取りが難しいなと思ったものですから。恐らく20代は全体の27%しかおられないのに、45時間以上の教員の割合の中では40%になっておりますので、20代の方は比較的残られている割合が多いということなのかなとは思っておりますけれども。そういうこともこれから生かしていただけるといいのかなと思いました。学校にもフィードバックしていただいて、校内での助け合いということに結びつけていただくといいのかなと思いました。

以上です。

学校教育課長

今、伊藤委員のご発言に対してなのですが、最後のほうにおっしゃられたように、20代の若い教員の方の割合が非常に多くなって、それからどんどん安定していったのでしょうか、少なくなっていくところ、学校管理職を除いたところでの割合と、あと残っている人たちの割合、年代で見たとき、その円グラフの角度が変わっていくところを見ていただければということだったのですけれども、もう少しお示しの仕方として、今後も工夫をしていかなければいけないかなと考えております。

それから、岡本委員のご発言にも関連するところなのですが、先ほどやはり様々な事務調査の負担感のところ、やはりやっていることの意義とか、納得感というようなところについて、その辺について非常に疑問を持たれているという先生がいらっしゃるというのは、今回の調査を通してはっきりしたところでございます。したがって、こういう意義がある、こういうふうな調査をとった結果も、このような形になるという形でもって、フィードバックのほうをしていきたいと考えております。

村杉委員

詳細なご説明ありがとうございました。関係ないかもしれませんが、もし先生方が負担感を感じて、メンタルで何か例えば医療機関とかドクターに相談したいなんていう場合に、会社では産業医というのがありますが、先生方はそういうときは何か相談できるようなシステムができていますか。

指導室長

今、庶務事務システムというのが入っております、残業時間が非常に長い先生方がいらっしゃいます。そういう先生方には産業医のほうの面接があるということで通知を出しております、しっかりと先生方のメンタル面でのサポートというのをやっている状況です。

岡本委員

調査結果の概要のところ、ご説明をお願いしたいのですが、多忙感を感じている先生の割合の赤いグラフなのですが、多忙感の定義みたいなものって、何かされていたのでしょうか。仕事していたら忙しい場面は、いつだって誰だってあるとは思いますが、ただ単に忙しい時間ありますかと聞いただけなのか、それとも横に、例えば忙しいせいで本来子どもと向き合わなければいけないのに、その時間が確保できていないという意味での多忙感なのか。そのあたりがもしわかれば教えてください。

学校教育課長

大変申し訳ございません。その辺の定義というところを、詳細に定めた上で調査をかけてはおりませんでした。ただ、こちらの報告の資料をごらんいただければと思いますけれども、多忙感を感じている先生方がほぼ皆さんというふうなところで、そして隣のほうで、子どもと向き合う時間をしっかり確保できているとかというところがあります。それから、確保できていないという人もまた結構な割合であるということからいたしますと、なかなか人によって受け取り方がちょっと違ってきてしまったのかなというところはございます。

確かに、自分はしっかりやるべきことをやっているところで、ただ非常に忙しく感じているという方と、忙しいことによって本当はやるべきことができていないと、両方包含してしまったのかなというところは、今ご指摘のとおりかなと考えております。

岡本委員

アンケートをすると、人によって受け止めが様々な項目とかもあるので、ある程度定義を置いて聞けたほうが、より有効な手立てが打てるかなと感じました。その点では、負担というのも、もしかしたら同じかもしれないですね。人によって何が負担かって、得意不得意な仕事も、好き嫌いも、もしかしたらあるかもしれないので。学校行事が好きな先生は負担には感じないかもしれないですね。だから負担になっていないという可能性もありますね。そう言い出すと、すごく難しくなってくるのですけれど。

そういう意味では、もうちょっと詳細なことがわかれば、今後につながるかなと思いました。

以上です。

入野教育長

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

アンケートについては、引き続きとっていく形になるかと思っておりますので、その際にはいろいろな工夫をしていかないとというご意見だと思っておりますので、してまいりたいと思えます。特にご発言がなければ、本報告は終了いたします。

事務局からその他報告事項はございますでしょうか。

指導室長

「令和5年度使用教科用図書の採択について」口頭で報告をさせていただきます。

まず教科用図書、いわゆる教科書の採択でございますが、原則4年間は毎年度種目ごとに同一の教科書を採択しております。小学校で令和元年度に採択を行いましたので、そのときに採択したものを令和5年度まで、また中学校では令和2年度に採択をしましたので、同一のものを令和6年度まで使用いたします。ただし、特別支援学級におきましては、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合には、一般図書を使用することができると規定されておりますので、一般図書の採択替えにつきましては、毎年行うことができるため、今年度も実施をする予定でおります。

教育委員会で今後協議等を行っていただきますが、中野区立学校教科用図書の採択に関する規則第10条の規定に基づきまして、非公開を予定しております。

また、採択につきましては、令和4年8月31日までに行うこととなっております。

今後のスケジュールでございますが、教科書展示会、こちらを6月6日月曜日から6月23日木曜日までの、土曜日日曜日を除く9時から17時まで、教育センター10階にて実施する予定しております。

採択協議につきましては、7月15日の教育委員会、議決につきましては、7月29日の教育委員会を予定しております。

雑駁ではございますが、説明は以上でございます。

入野教育長

確認でございますけれども、今年は検定が新たに入ったという教科書はないということよろしいですか。

指導室長

今年度につきましては、ございません。

入野教育長

ということでございます。よろしいでしょうか。

では、本報告は終了いたします。

事務局からほかに報告はございますでしょうか。

指導室長

「区立学校における新型コロナウイルス感染症への対策状況について」説明させていただきます。

5月22日でリバウンド警戒期間が終了いたしました。東京都では新型コロナウイルス感染者数がいまだに高い水準で推移をしております。今後も新型コロナウイルス感染防止に向け、マスクの着用について改めて各幼稚園・小中学校のほうに通知を发出了したので、簡単ではございますが、説明のほうをさせていただきたいと思っております。

まず、日常の教育活動につきましては、これまで同様、基本的な感染対策を行います。3密の回避、人との距離の確保、マスクの着用、手洗い、換気等の徹底を継続して行う予定しております。ただし、学校生活において、マスクの着用につきましては、これからの時期、気温や湿度が高くなるため、夏場における熱中症対策を優先して、マスクを外すこと等を適宜指導するように伝えてございます。これはマスクの着用を禁止するというものではなく、熱中症対策を講じた上で、様々な理由からマスクを外す場面ですとか、またマスク着用を希望するような児童・生徒もいるということで、こういった子どもたちにも適切な配慮

を行うということも併せて伝えてございます。

マスク着用に関する基本的な考え方といたしまして、三つのポイントが国のほうからも示されております。1点目は、身体的距離が確保できているかどうか。2点目は、屋外か屋内か。3点目は、会話を行う場面か会話をほとんど行わない場面かという、この3点がポイントとなっております。

身体的距離が確保できないといった場合は、屋内ではマスクの着用を推奨してございますが、屋外において、会話をほとんど行わないような場合は、身体的な距離が確保できなくても、マスクの着用は、必要はないと伝えております。逆に身体的な距離が確保できる。おおむね1メートルから2メートルほどの距離が確保できているという場合においては、屋外ではマスクの着用は、必要はないと。屋内においても、会話をほとんど行わない場合は着用の必要はないのですが、会話を行う場合で、十分な換気や感染予防対策を講じていないような場合については、マスクの着用を推奨ということで伝えてございます。

ですから、屋外の運動場に限らず、プールですとか、屋内の体育館等を含めた体育の授業。その中で距離が十分とれているような場合、また会話をほとんど行わないといったような場合につきましては、マスクを着用する必要はないということで、教員のほうからも声かけを行っております。

また、夏場の登下校時、こちらも熱中症のリスクが高いということで、子どもたちのほうにはマスクは外すよう、先生方にも積極的に声をかけてもらっております。

併せて中学校の部活動なども、種目によりますが、マスクを外すような場面も適宜教員のほうから指導しております。

最後、幼稚園におけるマスクの着用でございますが、こちらは小学校就学前の幼児のマスク着用につきましては、マスクの着用を一律には求めず、園児一人ひとりの発達の状況や体調に十分配慮した対応をとること。また、園での幼児の生活の実態を踏まえて、マスクの着用については実施をしたり、保護者のほうにも理解を求めるといったことを伝えております。

保護者への周知でございますが、各学校や園ではホームページに掲載をしたり、プリント等を配布して、各学校や園の実態に応じて、子どもたちのマスクの着用の考え方については周知を行っているところでございます。

説明は以上です。

入野教育長

確認です。具体的に運動会とか、このところ続いていますよね。学校の状況などはどんな感じなのでしょう。

指導室長

春の運動会におきましても、学校のほうから、運動をする際にはマスクを外すようにということで、声をかけてもらっています。応援しているとき、当然声も出しているので、そういう場合は、必ずマスクを着用して、子どもたちが応援したりという姿が見られます。ただ、一部やはりマスクを外すということになかなか抵抗があるお子さんもいるということで、学校のほうからも報告が挙がっておりますので、走ったりする場面でも、数人はマスクを着用しているような姿も見られている状況でございます。

入野教育長

報告につきまして、ご発言ありますでしょうか。

伊藤委員

本当にそれぞれの感じ方、体調も心理面でも違うと思いますので、そういったきめ細やかにご対応いただけてよかったなと思いますし、そういうことがあるからこそ、やはりわかりやすいガイドラインみたいなものは必要だと思ひまして、特に部活動などは子どもたちだけ判断しなければいけない場面も実態としてはあるのかなということを思ひますので、ぜひ学校の現場で、例えばこういうことについて困っているとか、こういうことで戸惑っているとか、そういったことも収集していただいて、熱中症や様々なことのバランスの中で、子どもたちの安全な活動が守られるようお願いできればと思ひました。

以上です。

岡本委員

文部科学省の方針も見たところで、小学生の子どもに聞いてみたのですが、現時点で登下校中にほとんど外している子はいないよと。教育の力はすごいなと感じた次第なのですが、熱中症のリスクも本当に切実に伝えていかないといけないなと思ひました。

もう一つ気になったのは、やっぱり地域の方、登下校中に子どもを見る方ですね。あるいは公園で遊んでいる子どもを見かけたときに、「マスクしていないぞ」となってしまっちはちょっとよろしくないかなと思ひますので、先ほど保護者への周知もあつたのですが、方法はわからないですけれども、例えば区報とかでそういうのを載せていただくとか、地域への周知も同時にしていただければいいのかなと思ひました。

以上です。

伊藤委員

今、私も気になっていて、地域ってこと、すごく大事だと思いますので、特に登下校中の見守りをいただいていると思いますので、町会を通してですとか、町会の掲示板を通してですとか、いろんな形でこうなっていますということのアピールしていただけるといいのかなと思いました。

以上です。

入野教育長

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本報告は終了いたします。

最後に事務局から、次回の開催について報告願います。

子ども教育政策課長

次回の教育委員会は6月10日金曜日10時から、当教育委員会室にて開催いたします。

以上でございます。

入野教育長

それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして教育委員会第16回定例会を閉じます。

ありがとうございました

午前11時31分閉会